◎自宅の片づけなどで路上駐車をしている方は緊急車両の妨げになるので、絶対に路上駐車しないようにしてください。

災害相談窓口

震災で被害を受けた方への相談窓口を開設しています。
■場所　本庁舎1階正面玄関ロビー
■時間　8時30分～19時（土・日も行っています）
■内容　震災被害に関する各種相談
問　災害対策本部 TEL82－1111　内線1437

災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の申請を開始

災害弔慰金

災害により亡くなられた市民の遺族の方に対し、災害弔慰金を支給します。
■受給遺族　配偶者、子、父母、孫、祖父母
■弔慰金額　ア．生計を主として維持していた方が死亡した場合500万円　イ．その他の方が死亡した場合250万円　■支給時期　未定
■手続き　4月4日(月)～　調査票の配布と内容説明の受付開始

災害障害見舞金

災害により精神または身体に重度の障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給します。
■受給者　災害により次のような重度の障害を受けた方
【対象の障害程度】・両眼が失明した方・咀嚼(そしゃく)および言語の機能を失った方・神経系統の機能または精神や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常時要介護状態の方・両上肢をひじ関節以上で失った方、両下肢をひざ関節以上で失った方　など
■見舞金額　ア．生計を主として維持していた方が重度の障害を受けた場合250万円　イ．その他の方の場合125万円
■手続き　4月4日(月)～　調査票の配布と内容説明の受付開始
■支給時期　未定(支給決定者に個別にお知らせします。)

災害援護資金の貸付

災害により負傷または住居・家財に被害を受けた世帯の世帯主で、一定の所得要件を満たしている方に対し、生活再建の資金貸付を行います。
■対象者　災害により負傷または住居、家財に被害を受けた方
■貸付限度額　1世帯あたりの貸付限度額　■利率　年3％
1)世帯主に療養期間が1カ月以上の負傷がある場合
ア．負傷のみ150万円　イ．家財の損害が1/3以上で、かつ住居の損害がない場合250万円　ウ．住居が半壊270万円(特別事情の場合350万円)　エ．住居が全壊350万円
2)世帯主に負傷がない場合
ア．家財の損害が1/3以上で、かつ住居の損害がない場合150万円
イ．住居が半壊170万円(特別事情の場合250万円)
ウ．住居が全壊(エの場合を除く)250万円(特別事情の場合350万円)
エ．住居の全体が滅失または流失350万円
■据置期間　3年間(特別事情の場合5年間)
■償還期間　10年間(据置期間を含む。)
■償還方法　年賦もしくは半年賦
■連帯保証人　市内在住の連帯保証人1人が必要です
■申請手続き　申請書類配布:4月4日(月)～。受付:4月18日(月)～
■貸付時期　未定(貸付決定者に個別にお知らせします)

●関係書類の配布・受付場所
市役所東庁舎1階 福祉課、鳴瀬庁舎1階 総合支所
●受付時間 8時30分～19時
問　福祉課福祉総務班 TEL82-1111　内線1174

NHK受信料の免除・請求延期

東日本大震災におけるNHK放送受信料の免除・請求延期が行われます。
NHKでの調査により、免除・請求延期の手続きをしますので、特に現時点でNHKに連絡いただく必要はありません。
■対象　災害救助法が適用された区域内で、半壊・半焼・床上浸水以上を受けた、または避難勧告・指示・退去命令を1カ月以上受けている契約世帯

補聴器・眼鏡を無料修繕します

■補聴器…震災で破損や流出などにより紛失や故障した方に対し、無料で補聴器の提供・専用空気電池の提供、または故障した場合の修理
■眼鏡…近視・遠視・老眼の方で不自由されている方に、フレームとレンズの無料提供または眼鏡が曲がったりゆがんだりしている方の調整
■受付時間　下記の日程で10時～12時／14時～16時まで
4月11日(月)　市役所本庁舎　1階 閲覧室（眼鏡の提供）
12日(火)　〃　1階 閲覧室（補聴器の提供）
13日(水)　小野小学校　2階 相談室（眼鏡の提供）
14日(木)　〃　2階 相談室（補聴器の提供）
※破損した補聴器、眼鏡を持参ください。
問　福祉課障害福祉班 TEL82－1111　内線1177、1179
(有)めがね補聴器のセガワ TEL94－3132

休日診療担当医院のお知らせ

■医院　矢本地区／鳴瀬地区(医院名・電話番号)
4月10日(日) 9時～17時　伊東胃腸科内科 TEL82－6666

遺体安置所と死亡届

4月5日(火)までは石巻西高等学校で検視を行います。
■場所　小野地区体育館(検視および安置所)　4月6日(水)から
■時間　9時30分～18時
※なお、災害での死亡届は混乱を避けるため、本庁舎市民課が窓口です。
死亡届の問い合わせ　市民課窓口サービス班 TEL82－1111　内線1122

国保税などの年金からの特別徴収

地方税法に基づき、4月から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が新たに特別徴収(年金天引き)される方は、震災により特別徴収開始通知の発送が遅れています。準備ができ次第、通知します。
問　税務課住民税班　電話82－1111　内線1136

障害者福祉タクシー券および介護用品助成券について

障害者福祉タクシー券(1年分24枚)と介護用品助成券(1年分12枚)は、どちらも5月中に交付を予定しています。今まで該当者に個人通知を送付していましたが、23年度は、市報によるお知らせのみになります。
詳細は、今後発行される市報によりお知らせします。
問　福祉課障害福祉班 TEL82－1111　内線1177～1179･1191･1193

赤ちゃん訪問をはじめます

新生児・産婦訪問指導を再開します
■内容　発育・発達確認と母乳・育児相談の家庭訪問
■場所　希望する場所(避難所も可能)に保健師または助産師が伺います
■申し込み　矢本保健相談センターに電話で申し込み
(あわせて、通常どおり出生連絡票を郵送・提出してください)
問　健康推進課健康指導班 TEL82－1111　内線3106･3108

母子健康手帳の交付

■対象　妊娠された方、震災で母子健康手帳・母子健康手帳別冊をなくした方
ただし、再交付は平成19年4月2日以降に生まれた子どもに限ります。それ以前に生まれた子どもの再交付については、別途、案内します。
■場所　矢本保健相談センター
■申し込み　事前に電話での予約が必要です
問　健康推進課健康指導班 TEL82－1111　内線3106･3108

医療機関は通常どおり開業・診療しています

市内医療機関は、ほぼ通常通りに開業・診療しています。※なお、佐幸内科胃腸科小児科医院(新東名)と藤野内科整形外科医院(野蒜)は未開業です。
●24時間体制の救急患者診療病院
■真壁病院 TEL82－7111
■仙石病院(泌尿器科、脳神経外科) TEL83－2111
■石巻赤十字病院 TEL21－7220

郵便・宅配の配達・集荷状況

被害の大きかった地域での郵便・宅配について、個別の配達・集荷業務の再開に見通しが立たず、支店・営業所に直接宅配物を受け取りに行く、または持ち込みでの発送で対応している状況が続いています。
配達・集荷の再開などについては、各社ごとに問い合せください。
■郵便事業株式会社コールセンター　電話0120－23－28－86
(携帯専用0570－046－666)
■ヤマト運輸コールセンター　電話0120－01－9625
■佐川急便仙台店　電話022－258－8181
■西濃運輸石巻営業所　電話0225－86－5785

病院などへの移動にはタクシー利用を

救急車は命に関わる人の緊急搬送用です。通院などの病院への移動にはタクシーをご利用ください。
■やもとタクシー TEL0120－02－3181 TEL82－3181(本社･矢本)
■まるせんタクシー TEL0120－44－2188
■(有)奥松島観光タクシー TEL090－7562－9661

被保険者証なしで受診できます(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

1．被災し、被保険者証を紛失や自宅に残したまま避難した方は、当分の間、提示できない場合でも、医療機関で診療を受けられます。
※診療を受ける場合は、氏名・生年月日・住所・連絡先を申し出ください。
2．震災を受けた以下の方は、5月末まで一部負担金などの窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。ただし、後日、内容確認のため連絡をすることがあります。
■以下に該当する方が対象になります
1)住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方
2)主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方
3)主たる生計維持者の行方不明である方
4)主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
5)主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
6)福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象になっている方(福島第1原発から半径30キロ圏内)
※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象です。
問　市民課保険年金班 TEL82－1111内線1119

◎平成23年度版生涯学習カレンダーは震災により発行を延期します。印刷可能な時期が分かり次第お知らせします。　■問　生涯学習課社会教育班 TEL82－1111　内線3302

●みやぎ県政だより4月号はお休みします。　■問　宮城県広報課 TEL０２２－２１１－２２８３